

10月定例教育委員会

資料報告

○資料報告一覧

- 令和4年9月定例県議会の概要について（各課共通）

件名	令和4年9月定例県議会の概要について
概要	<p>1. 日程</p> <p>会期 令和4年9月12日～令和4年10月7日</p> <p>一般質問 令和4年9月16日～令和4年9月21日</p> <p>常任委員会 令和4年9月28日</p> <p>2. 議案</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">原案のとおり可決すべきものと決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第91号議案（条例議案） 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分 ・第93号議案（条例議案） 長崎県手数料条例の一部を改正する条例 <p>3. 一般質問、予算総括質疑における主な質疑事項 （別添資料1～16頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育行政について ～探究的な学びの推進について～ (宅島寿一議員) ○教育行政について (西川克己議員) <ul style="list-style-type: none"> ・今後の県立高校の在り方について ・県立高校運動部活動の活性化について ・水泳授業について ○「平成の大合併」地域社会について ～県立世知原少年自然の家について～ (堤典子議員) ○教育現場の課題について (堤典子議員) <ul style="list-style-type: none"> ・教員不足の実態と確保策 ・働きやすい教育職場づくり ・学校給食費の公会計化

○教育行政について ～教員の魅力発信～ (久保田将誠議員)

○教育行政 (饗庭敦子議員)

- ・部活動の地域移行について
- ・教員の働き方改革・教員のなり手不足
- ・不登校対策
- ・教職員の処分について
- ・G I G Aスクール構想について
- ・特別支援学校について

○不登校対策・いじめ撲滅対策について (浦川基継議員)

○教育・福祉対策について (石本正弘議員)

- ・松浦高校の生徒確保対策について
- ・ヤングケアラーに対する県の支援策について

4. 文教厚生委員会等における主な質疑事項 (別添資料17～27頁)

○第91号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

- ・給与の7割措置について 等

○第93号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例

○陳情審査 6件

- ・中学校部活動の地域移行に伴う財源の確保について
- ・県立高等学校の再編整備について
- ・通級指導教室の設置校増設に向けた人的配置及び財政措置について
- ・スクールカウンセラーの配置拡充と総配置時数の確保について

○所管事務に関する質疑

- ・令和5年度政府施策に関する提案・要望について
- ・島原市と市内県立5校の共創プロジェクトについて
- ・鷹島神崎遺跡について
- ・夜間中学について

- ・教員採用試験について
- ・体罰による懲戒処分について
- ・通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について
- ・障害者雇用について
- ・高校生の逮捕事案について
- ・学校給食の公会計化について
- ・学校給食の無償化について
- ・教員のなり手不足について

別添資料

令和4年9月定例県議会の概要について

各課共通

令和4年10月

令和4年9月定例県議会の概要について

概 要

「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

宅島 寿一 議員

◇教育行政について

(1) 探究的な学びの推進について

- ・今後、県立学校での探究的な学びはどのように行っていくのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

今年度から、高等学校では新学習指導要領が実施されており、自らの問題意識から課題を設定し、他者と協働しながら主体的に解決策を導き出す探究的な学びに、県下すべての県立高校が取り組んでいるところです。

その中でも、来年度新たに探究学習を教育課程の中心に据えた学科として、県立高校5校に「文理探究科」を設置し、教科横断的な学習や、正解のない問いを探究していく学びに力を入れることで、新たな大学入試や社会が求める資質や能力を育成するとともに、将来のリーダーとして活躍できる人材を育てていきたいと考えています。

また一方で、地元市町や地域との関わりが深い、離島・半島地域にある中・小規模の高校においては、地域の課題やニーズとより連動した課題探究型学習が行われているのが特徴でありますので、今後、各市町と連携しながら、その学びに磨きをかけていくことで、学校の特色化や魅力化を図ってまいりたいと考えております。

西川 克己 議員

◇教育行政について

(1) 今後の県立高校の在り方について

- ・地域の小規模校において中学生・保護者に魅力を感じてもらうためにどのように取り組んでいくのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

少子化の進行により、離島・半島地域の県立高校では小規模化が進んでいる中、「学校を維持できなくなれば、その地域の活力は低下してしまう」との思いから、現在、各市町を訪問して、今後の県立高校の在り方などについて首長等と意見交換を行い、高校の担うべきビジョンの構築を図っているところであります。

引き続き、高校を核としまして、市町、地元企業等が参画する枠組の中でビジョンを明確にした上で、各地域の魅力やニーズに着目した学びについて協議をしまして、地元の資源を教材として活用するなど、地域の特性を生かした学びを実践してまいりたいと考えております。

このように、外部と連携しました探究的な学びの推進、あるいは地域産業が求めるスキルの取得など、それぞれの地域に根ざした特色ある教育活動を展開することで、生徒や保護者にとって、魅力ある学校づくりに取り組みますとともに、地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

(2) 県立高校運動部活動の活性化について

①県立高校における運動部活動の支援について、どのような取組や継続した支援を考えているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

県立高校の運動部活動の支援につきましては、全国大会において入賞が期待できる場合等には、合宿や遠征等に要する活動費を支援しております。

また、全国大会あるいは九州大会に出場する場合には、旅費の助成を行っておりますが、特に経済的負担が大きい離島地区の高校に対しましては、県内であっても主要大会に出場する旅費や活動費を助成しております。

引き続き、県立高校の運動部の活性化に努め、全国の舞台で活躍する高校生の育成・強化を図ってまいります。

②栃木国体が始まるが、国体を見据えた高校生の強化支援も大切であると考え、県の支援の状況についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

国民体育大会の少年種別で活躍が期待できる選抜チームや全国大会で優秀な成績を収めている選手等に対しては、合宿や遠征等に要する強化費の支援を行っております。

引き続き、得点源となる少年種別の優秀な選手の育成・強化に努めてまいります。

(3) 水泳授業について

①学習指導要領では、小中学校・高校の体育授業において、水泳授業は、どのような取扱いとなっているのか、また、本県の県立高校の取組状況はどのようになっているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

学習指導要領における水泳の授業につきましては、小学校から中学校2年までは必修となっており、全ての児童生徒が、泳法や泳力の技能・知識の習得に取り組み、併せて、水泳の事故防止における安全教育などを取扱うこととなっております。

また、中学校3年と高校におきましては、「水泳」、「陸上競技」、「器械運動」、「ダンス」などの中から、選択して履修することとなっております。

なお、本県の県立高校におきましては、56校中7校にプールを設置しており、そのうち3校で水泳の授業が実施されております。

②水泳授業において、どのような安全対策を行っているのかお尋ねでしたい。

(教育長答弁)

水泳の授業につきましては、水温や気温、残留塩素測定などの点検をはじめ、事前の健康観察や複数名の教員による指導を行うなど、各学校が安全を十分に確保したうえで実施しています。

また、水泳の授業が始まる6月には、長崎県薬剤師会と日本赤十字社長崎県支部の協力のもと、プール管理者や指導者を対象に、プールの衛生管理、心肺蘇生法、水上安全法などについて理解を深める講習会を実施するなど、水泳の授業における事故防止に努めているところです。

③水泳授業の充実と指導力の向上に向けて、どのような取組を行っているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

保健体育科の専門教員がいない小学校におきましては、主に学級担任が水泳の授業を行うことから、その参考になるよう、水泳をはじめ、各運動の指導内容や留意点等をまとめた授業プログラムを県のホームページ上で紹介しています。

また、希望する小学校には、県水泳連盟の指導者を派遣し、児童への技術指導や教員への指導法のアドバイスをを行うなど、水泳の授業の充実と教員の指導力向上に取り組んでおります。

堤典子 議員

◇「平成の大合併」と地域社会について

(1) 県立世知原少年自然の家について

- ・世知原少年自然の家は、地域とのつながりが深いかげのない場所である。地域の存続、地元への愛着や誇りの形成にもつながるよう、そのような必要な所には財源を投入し、今後も存続させるべきと考えるが、県の見解をお尋ねしたい。

(教育長答弁)

世知原少年自然の家につきましては、令和2年度末の廃止としておりましたが、現在、その廃止時期を延期しているところでございます。

県立の少年自然の家は、その大半が設置から40年以上を経過しており、厳しい財政状況の中、施設を健全に維持していくためには、拠点化による集約など、一定の見直しが必要であると考えております。

一方で、議員ご案内のとおり世知原少年自然の家は、地域とのつながりが深く、沢登りや茶摘みなど特色ある自然体験ができる場所であることも十分認識しており、現在、関係市町や地元の方々からの様々な意見を参考にしながら、施設のあり方につきまして協議や検討を重ねているところであります。

◇教育現場の課題について

(1) 教員不足の実態と確保策

①今、教員はどのくらい不足しているのか。校種別、任用別の状況をお尋ねしたい。

(教育長答弁)

9月1日現在、本県における代替教員の不足数は、校種別に小学校12名、中学校11名、高等学校16名、特別支援学校8名の計47名であります。

任用別の内訳につきましては、教員の病気に伴う代替が30名、出産、育児、介護に伴う代替が17名となっております。

②教員不足の学校では、どのようにカバーしているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

教員が配置できていない学校に対しては、非常勤講師を配置したり、近隣の学校の教員が兼務することにより、必要となる授業時間を確保しております。

また、そのような対応ができない学校の中には、教頭や専科の教員が授業をしたり、同じ教科の教員がクラスを合併して授業を行っておりますが、一部教員の授業の持ち時間が増えるという課題もあるため、授業の質の維持と教員の負担のバランスを考慮しながら対応しております。

③代替教員の確保のために、どのような取組をしているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

代替教員が不足している要因の一つは、教員の志願者数が減少していることに加え、非正規ではなく正規職員として働くことができる他の職種を選択している方が増えているのではないかと考えています。

そのような状況の中ではありますが、代替教員の確保は喫緊の課題であり、現在、県のホームページやSNS、商業施設へのポスター掲載等により募集を行っているところ です。

また、今般の教員免許更新制度廃止に伴い、これまで教員免許を更新されていない方も簡便な手続きで志願できるようになったため、今後はこの点を周知し、代替教員の確保に努めてまいります。

(2) 働きやすい教育職場づくり

①業務削減のための方策と有効な対策の共有

- ・業務の削減のための方策とその共有をどのように行っているかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

教員の業務削減に向けて、現在、各種会議や学校行事等の見直し、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなどの外部人材の活用、ICTを活用した事務の効率化、オンラインによる研修会の実施など様々な取組を進めているところ です。

また、私学も含め、各学校や各市町における効果的な取組を共有することは、業務削減を進める上で重要な方策であることから、働き方改革に係る各種協議会での意見交換や、Webサイトを活用した実践事例の共有を行っているところであり、今後も教員一人一人の負担軽減につながるよう、さらに検討を加えながら取組の充実を図ってまいります。

②初任者の退職の実態、初任者へのサポートについて

- ・教員の確保が課題となっている中、退職する初任者の実態と初任者に対するサポートについて伺いたい。

(教育長答弁)

昨年度の初任者の退職の状況は、公立学校の新規採用教職員426名中、1年以内に退職した者が6名であり、全体の1.4パーセントとなっております。

初任者へのサポートは、校内で組織的に進めていくことが重要であり、本県では、平成30年度から、校外での研修を縮減し、校内でのOJTによる研修にシフトしており、その中で初任者の課題や悩み等について相談できる場も設けております。

今後とも、若手教職員が抱える課題にも寄り添いながら、自信を持って教職の道を歩み続けることができる環境づくりに努めてまいります。

③保護者や地域へ理解や協力をどう求めていくのか

- ・業務削減の取組については、保護者や地域の理解や協力が必要だと考えるが、どのように求めていくのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

教員の業務の削減は、学校だけで実現できるものではなく、これまでも保護者向けの情報誌やPTA等の関係団体との会議などを通じて、教員の時間外勤務の状況や学校での働き方改革について理解や協力を求めてまいりました。

また、コミュニティ・スクールを導入した小学校においては、保護者や地域の代表者と、教員の業務削減をテーマに協議を行ったことで、地域の方が通学中の見守り活動や児童の体験学習に協力していただいた事例も報告されています。

今後も、教員の業務を削減し、子供たち一人一人と向き合う時間を確保することが、子供たちの健やかな成長に繋がるという認識を学校、家庭、地域が共有し、一体となって職場環境の改善に努めてまいります。

(3) 学校給食費の公会計化

①県内市町の公会計化の状況と課題は何か

- ・学校現場では、学校給食費の徴収業務が負担になっているとの声がある。各市町の公会計化の状況及び、公会計化するときの課題は何かお尋ねしたい。

(教育長答弁)

学校給食費を公会計としているのは、県内21市町のうち6市町でありまして、残りのうち、8市町は外部に徴収業務等を委託しておりまして、7市町が公会計化に向けた準備・検討を進めている状況でございます。

なお、公会計の導入にあたっての課題といたしましては、システム開発等に要する経費や、徴収・管理事務に係る人員の確保などがあります。

②教職員の負担軽減に向けた取組

- ・学校現場では、学校給食費の徴収業務が負担になっているとの声がある。教職員の業務負担軽減に向けた取組として、各市町の学校給食費の公会計化については、県として進めるべきではないか。

(教育長答弁)

国においては、学校の業務量負担軽減や保護者の利便性、会計の透明性向上等の観点から、公会計化を推進しているところでございます。

県教育委員会としましては、その趣旨を踏まえ、学校給食費の公会計化を計画していない市町に対しましては、国が示したガイドラインを参考に、公会計の導入を図るよう、引き続き、働きかけてまいります。

久保田 将誠 議員

◇教育行政について

(1) 教員の魅力発信

①教員の魅力発信が、なり手不足の解消につながることについての見解と、魅力発信の取組についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

ある民間企業が全国約2千人の教員を対象に実施した調査によれば、「教員になりたい」と思った最多の理由は、「子供のころに尊敬する教員・憧れる教員に出会ったから」というものでした。

このことから、教員が子供たちにとって、輝く存在になれるよう「働きがい」改革を一層進めていくとともに、現在、子供たちが尊敬し、憧れる先生方が数多くおりますので、そのような先生方にスポットをあて、教員の魅力として発信することは有効な取組であると考えております。

今後、高校生や大学生への情報提供に留まらず、テレビや新聞などメディアを通じた広報、若年層に向けたSNSなど様々な媒体を活用した教員の魅力発信について検討してまいります。

②魅力的な学校づくりを、県教育委員会はどのように考えているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

子供と教員にとって、学校が魅力的な場所となっているのかを絶えず問い直していくことは、校長が学校経営を進める上で、大変重要なことであると考えております。

学校が魅力的な場所であり続けるには、まずは子供たちが友達と安心して過ごすことができる環境を作り、その中で、自分の能力を存分に発揮しながら、やりがいをもって学習に取り組んでいくことが大切です。

例えば、ふるさと教育では、地域を舞台に、子供たちが仲間と協力しながら、主体的に探究学習を進める中で、成長していく姿が見られます。

このように、生き生きと学び、成長していく子供たちの姿を見ることは、教員にとって何物にも代えがたいやりがいを実感できることであり、そのような教育を推進することで、魅力的な学校づくりに努めてまいります。

養庭 敦子 議員

◇教育行政

(1) 部活動の地域移行について

①中学生の運動部活動

- ・運動部の地域移行をどのように進めていくのか。モデル事業を実施している長与町以外の市町の進捗状況、課題、スケジュール、体制についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

長与町以外の市町においては、今年度中に検討委員会を設置し、地域移行に向けて検討していただくこととしておりますが、主な課題としましては、受入団体の整備や指導者の確保などが挙げられます。

このため、令和7年度までに段階的に移行ができるよう、移行モデルや課題などをまとめた推進計画を市町に示したところであり、各市町には今年度中に地域の実情に応じた活動体制や具体的なスケジュールなどを検討していただくこととしております。

今後、スポーツ団体や外部指導者、保護者代表などで組織する「長崎県部活動の在り方検討委員会」において、課題への対応策を整理し、円滑に地域移行が進むよう、市町を支援してまいりたいと考えております。

- ・予算や受入れ団体・指導者の確保、兼職兼業、会費など様々な課題解決に向けた具体的な内容についての県の考えをお尋ねしたい。

(教育長答弁)

地域移行に伴う課題のうち、市町への財政的支援については、国からの支援制度を踏まえ、県と市町の役割分担を整理し、検討していきたいと考えております。

また、受入団体の整備や指導者の確保については、市町の実情を踏まえて、県内の大学やプロスポーツチーム、退職教職員との協力体制づくりを検討したいと思いますし、地域でのスポーツの指導を希望する教職員については、今後、国からの具体的な例示を参考に、兼職兼業のあり方を検討してまいります。

②中学生の文化部活動

- ・文化部の地域移行をどのように進めていくのか。課題、スケジュール、体制についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

文化部活動につきましては、休日に活動を行っております吹奏楽部や音楽・合唱部などが対象として考えられます。移行に伴う課題としましては、運動部と同様でございますけれども、楽器や活動場所の確保なども課題として挙げられると考えております。

これらの課題を踏まえ、移行モデルとスケジュール案を10月までに作成することとしており、それを各市町や関係団体にお示ししますとともに、「県部活動の在り方検討委員会」に文化部会を設置しまして、課題やその対応策を整理し、令和7年度までに円滑な地域移行が進むよう、市町を支援してまいります。

(2) 教員の働き方改革・教員のなり手不足

- ①休憩時間、残業時間に関して市町からの報告を受けるだけでなく、本気で対策する必要があるのではないか。

(教育長答弁)

教職員の勤務状況や職場環境については、市町教育委員会からの報告とあわせて、学校を訪問し、直接、教職員の話聞きながら現状把握に努めているところです。

現在、教職員の休憩時間については、県内すべての公立小中学校において、適切に設定されておりますが、児童会や生徒会活動等の指導やノートの点検、子供の見守りなどにより、割り振られた休憩時間が十分に確保できていない状況も見られます。

一方、残業時間の書き換えや過少申告については、これまでもそのようなことがないよう、ICカード等の活用とあわせて、各市町教育委員会及び各小中学校に指導してきたところです。

今後とも、市町教育委員会と連携しながら、休憩時間の確保や超過勤務時間の正確な把握に努め、それらを踏まえた働き方改革の一層の推進を図ってまいります。

- ②教員の休職者状況とメンタルヘルス対策について現状をお尋ねしたい。

(教育長答弁)

公立学校の教職員の精神疾患による休職者数は、平成16年度以降は概ね50人台から60人台で推移していましたが、近年は増加傾向にあり、昨年度の休職者数は約1万2千人に対し73人となっております。

精神疾患は、早期発見と職場での適切な対応やサポートが重要であることから、管理職等を対象とした研修会の実施や、専門相談員による電話相談、指定医療機関におけるメンタルヘルス相談を実施しているところです。

併せて、平成28年度以降、法に基づき全教職員を対象にストレスチェックを実施し、教職員のメンタル不調の把握と未然防止にも努めております。

③教員のなり手不足の対策についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

教員のなり手不足の要因の一つと考えられる長時間勤務の削減のため、働き方改革を進めていきたいと思っております。また、教員の魅力や働きがいについても広く発信していく必要があると考えております。

また、多様な人材を確保するため、教員採用試験において、県外の会場を設けたり、今年度から教員免許を持たなくても専門的な知識や技能を有する方や、介護や育児で教職を離れた方の特別採用を実施しているところです。

(3) 不登校対策

①コロナ禍の影響がある中での不登校の現状と対策

- ・コロナ禍において、不登校児童生徒は増加傾向にあると認識しているが、不登校児童生徒の現状と対策はどうなっているのか。また、不登校児童生徒の支援にあたっては、民間も含めた学びの場を作ることが大切だと思うが、どのように考えているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

本県の不登校児童生徒数は、2,279人であり、全国と同様に、年々増加傾向にある中、スクールカウンセラーの配置や電話相談窓口の設置等、教育相談体制の充実を図っているところです。

不登校支援にあたり、学校が公的機関だけでなく民間と連携し、相互に協力・補完し合う意義は大きいものと考えており、引き続き、多様な学びの場として、民間の一つであるフリースクールとの連携についても推進してまいりたいと考えております。

- ・フリースクールに通う子供が出席扱いとなることで、不登校という負い目を感じず、前向きに自立に向けて歩んでいけると考える。不登校の子供が多様な学びの場の一つとしてフリースクールを選択しやすくするためにも、全

てのフリースクールで出席扱いが促進されるよう、県としてできることはないのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

フリースクールに通う不登校児童生徒の出席扱いの要件があり、当該施設における相談・指導が社会的な自立を目指すものであること、あるいは、自ら登校を希望した際には、円滑な学校復帰が可能となるような支援を行っていることなどが求められます。

このため、各フリースクールにおいては、市町教育委員会や学校と十分な連携をとりながら、出席扱いとなるよう、その活動内容を充実させていくことが重要となると考えております。

今後、不登校児童生徒が多様な学びの場を柔軟に選択できるよう、まずは、県、市町、フリースクールの三者での意見交換を行い、フリースクールの現状や、出席扱いに関するガイドライン等の情報共有をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

②子どものうつ症状の捉え方と対策

- ・コロナ禍の中、小学校高学年から中学校の児童生徒の1割から2割がうつ症状との調査結果があるが、県教育委員会としてこのことについてどう捉えているのか。また、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

コロナ禍によるストレスで、うつ症状となり、学校を休みがちとなるケースもあるのではないかと考えています。

このような中、まずは児童生徒の日々の観察を行い、心の状態の変化やSOSを敏感に感じ取り、早期の対応に努めることや、状況によっては適切に関係機関に繋げていくことが重要であると思っています。

今後、教職員を対象とした研修を強化するとともに、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の一層の充実と相談窓口の周知徹底を図り、児童生徒や保護者に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

(4) 教職員の処分について

①体罰

- ・体罰根絶のために、根本的な取組みが必要だと思いがいかか。

(教育長答弁)

教職員の体罰防止に向けた取組として、全児童生徒を対象とした体罰調査による実態把握や、専門家によるアンガーマネジメントを取り入れた指導力向上研修を実施しているところです。

また、今年度からは、繰り返し体罰を行った教職員は、原則、懲戒処分とするよう厳罰化を行いましたが、未だ根絶には至っていないのが現状です。

今後、新たな取組として、体罰を繰り返す教員に対しては、自己の内面を見つめ直し、児童生徒や保護者の心に寄り添う指導ができるように、医療機関等によるカウンセリングの推奨や人権意識の向上を含めた研修の充実を図ってまいります。

②わいせつ・セクハラ・性暴力

- ・令和4年4月から、児童生徒性暴力防止法が施行された。このことを受け、長崎県が性暴力の早期発見や防止のために、どのようなことに取り組むのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

児童生徒性暴力防止法において、学校の設置者及び学校に対し、教職員による性暴力等の定期的な調査が義務付けられました。

現在、県内の公立学校では、全児童生徒及び教職員を対象にした「セクハラに関するアンケート」等を実施していることから、早期発見や早期対応につながることはもとより、抑止的な効果もあるのではないかと考えております。

また、今後、国が、児童生徒への性暴力等を理由として教員免許状を取り上げられた者を管理する新たなデータベースを整備することとしており、本県においても教員の採用にあたっては適切に活用してまいります。

(5) G I G Aスクール構想について

①進捗状況

- ・端末の活用状況について、各小中学校によって差が生じないような手立てが必要である。21市町の端末の活用状況と効果的な活用を図るために県として、どのような取組をしているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

I C Tを活用した学習におきまして、市町からは、全体の底上げは進んだものの、学校や教員の活用状況に差が生じているという声も寄せられているため、各学校の実践事例を共有できるW e bサイトの活用や、先進的なモデル校の研究成果の共有など、引き続きI C T教育支援の充実に努めてまいります。

- ②ネットいじめを早期発見、未然防止するために、効果的な対策をどのように考えているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

I C Tは学習ツールとしての有効性が高い一方で、教員や保護者の見えないところでインターネットによるいじめの加害者や被害者になる可能性があるため、教員の指導力を一層高め、児童生徒の情報モラルを育成することが重要だと考えております。

このため、L I N E社と共同で開発した児童生徒参加型の情報モラル教材「SNSノート・ながさき」の活用を促すとともに、新たに作成したオンラインによる情報モラルに関する研修動画を活用することで、教員の指導力向上を図り、いじめの防止に努めてまいります。

(6) 特別支援学校について

①特別支援学校に通う生徒が増えていて、教室不足が課題となっているが、長崎県の現状と対策についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

現在、本県の特別支援学校において、17校のうち7校で61教室が不足しております、一時的に特別教室の転用や教室を間仕切るなどの対応をしているところですが、令和6年度までに、虹の原及び鶴南特別支援学校時津分校の校舎を増築し、20教室の不足を解消したいと考えております。

残り41教室についても、今後の児童生徒数の推移等を見極めながら、既存施設や近隣の学校等の活用も視野に入れ、教室不足の解消に向けて取り組んでまいります。

②特別支援学校の設置の要望があると聞いているが、今後の計画はどうなっているか。

・西海市と対馬市から特別支援学校設置の要望が挙がっていると聞いているが、新上五島町から要望が挙がってきたらどのように対応するのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

本県におきましては、これまで全県的な視点に立って、特別支援学校の適正配置に努めてまいりました。現在、西海市、対馬市については、特別支援教育推進のための実施計画の中で、小中学部の設置の検討を行っているところでございます。

今後、新上五島町からの要望があった場合につきましては、一定規模の児童生徒数の見込みや既存施設の活用の可能性、あるいは、保護者のニーズ等を精査のうえ、小中学部の設置の可能性について総合的に検討してまいりたいと思います。

③スクールバスの運用について

- ・スクールバスの運行や停車地を増やすなどの通学支援についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

特別支援学校については、自力での通学が困難な児童生徒のため、利用人数や乗車時間など一定の基準を設け、一部の学校でスクールバスを運行しております。

また、停車地を増やす場合は、児童生徒が安全に乗降できるスペースや保護者による送迎のための待機場所を確保する必要がありますので、引き続き、通学状況や学校、保護者からの意見を参考にしながら、児童生徒の通学支援に努めてまいります。

④デジタル教科書の活用状況と普及に向けた取組

- ・デジタル教科書について、現在の活用状況と今後の普及について、どのように進めていくのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

デジタル教科書につきましては、現在、その導入の効果、影響等を検証する国の実証事業が行われているところでございます。

本県の特別支援学校もこの実証事業に参加しておりまして、例えば、視覚障害のある児童生徒一人一人の学習ニーズに応じて、自分で簡単に文字を拡大したり、音声読み上げ機能を活用したりなど、デジタル教科書の効果が認められているところでございます。

なお、今後の導入にあたりましては、デジタル教科書の費用負担、あるいは健康面への影響などの課題もありますことから、今後の国の動向を注視してまいりたいと思っております。

浦川 基継 議員

◇不登校対策・いじめ撲滅対策について

(1) 不登校対策・いじめ撲滅対策に係る対応について

- ・民生委員など経験豊富な地域の人材を活用することで、児童生徒を一人にしない体制の充実を図っていくことはできないのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

地域全体で子供たちの成長を支えることは、不登校やいじめを未然防止する上で大変重要であると認識しており、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「ふるさと教育」の中で、学校と地域との連携に取り組んでいるところでございます。

一方、市町においては、地域の方々をゲストティーチャーとして学校に招いた職業講話や、地域清掃、花いっぱい運動などの活動を通して、子どもたちと地域の皆様が触れ合う機会を設けています。

今後、市町との協議会において、自治会長や民生委員等を中心とした方々による声掛けや見守り活動の充実を市町に働きかけるなど、いじめを早期に発見したり、不登校の児童生徒や保護者が孤立することのないよう、地域ぐるみの支援体制づくりに繋げてまいりたいと考えております。

石本 政弘 議員

◇教育・福祉対策について

(1) 松浦高校の生徒確保対策について

- ・文理探究科と並行して地域科学科の広報にも力を入れるべきだと思いがいかか。

(教育長答弁)

松浦高校においては、これまで松浦市や地元企業等の支援を受け、地域課題の探究型学習に取り組んできたことから、今年度、新たに地域科学科が設置され、また、国の研究事業の指定校にも採択されています。

この事業の中で、学校と地域をつなぐコーディネーターを雇用し、地元中学校へのPRを強化しており、さらにメディアを利用した広報や、小中学校との交流学习などを通して、地域科学科の学びの特徴と魅力を積極的に発信しているところです。

- ・県立大学の入試において優位性が認められるようならぬかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

県立大学と県教育委員会は、連携・協力に関する協定書を交わしており、県立高校において、探究的な学びを特色とする地域科学科や来年度5校に開設する文理探究科の生徒を対象に、議員ご提案の大学入試の特別枠が設けられないか、今後、県立大学と協議してまいります。

(2) ヤングケアラーに対する県の支援策について

- ・まずは、教職員の研修を充実させる必要があると考えるが、具体的にどのような対策を考えているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

学校においてヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるには、普段接している子供たちをよく観察し、ケアラーがいる可能性を意識しておくことが重要です。

このため、厚生労働省が作成したガイドラインを各学校に周知するなど、教職員のヤングケアラーに対する認知力の向上を図っているところであります。

今後、スクールソーシャルワーカーや関係機関とも連携した研修を実施するなど、教職員のヤングケアラーに対する意識を一層高め、早期発見とその対応についての理解と啓発に努めてまいります。

「文教厚生委員会」での教育委員会関係の主な概要

【議案】

□ 第91号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

□ 第93号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例
→ 可決すべきものと決定

□ 第91号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

・60歳に達した職員の給与について

(坂本浩委員)

給与の7割措置については現場からいろんな意見があると聞いている。この7割措置は国でも当面の間の対応としているので、国に要望するなど対応を行っていただきたい。

(教職員課長)

国において制度が完成する令和12年度末までに改めて検討することとなっているので、本県としても状況を注視していきたい。

(坂本浩委員)

2年に1回定年年齢を引き上げていくと定年退職がある年とない年というのが1年ごとに来る。採用を平準化していかないと歪な年齢構成になると思うが、どう考えているのか。

(教職員課長)

優秀な教職員を安定的に確保するために毎年度平準化して採用していくことが必要である。定年退職者以外にも自己都合退職者、勸奨退職者、再任用の延長を希望しない職員など退職者の状況を十分確認しながら採用の平準化を図っていきたい。

【陳情審査】

□ 陳情番号27 「要望書」(西海市)

□ 陳情番号28 「国政・県政に対する要望」(長崎県町村会)

□ 陳情番号34 「令和5年度離島振興の推進に関する要望書」(全国離島振興協議会)

□ 陳情番号37 「要望書」(長与町)

□ 陳情番号45 「要望書」(長崎市)

□ 陳情番号46 「令和4年度 長崎県の施策に関する要望・提案書」(南島原市)

・陳情番号37 「要望書」(長与町)

(中学校部活動の地域移行に伴う財源の確保について)

(饗庭敦子委員)

国への要望はもとより、県においても財源確保をお願いしたいとの要望ですが、県の考えは。また、県の予算はどれくらいを考えているか。

(体育保健課長)

スポーツ庁が概算要求として約100億円計上している。今後、国が支援の在り方として具体的なものが示されると思うので、それを踏まえて、市町との役割分担を整理しながら、支援の在り方について検討し、必要な予算を計上していきたい。

・陳情番号27 「要望書」(西海市)

(県立高等学校の再編整備について)

(松本洋介委員)

令和3年度から西彼杵高校に活性化協議会を設置しているが、入学者数が基準(40人)を下回る状況が続いている。令和5年度も40人に満たない場合は統廃合となるのか。また、生徒数減少の原因は少子化だけではなく、地元中学生の市外への流出も大きいと思う。県の対応を見ると、市の主体的な取組が不可欠とあるが、県としてもう少し踏み込んだ支援が必要ではないのか。

(県立学校改革推進室長)

西彼杵高校では、令和5、6年度の入学者数を見た上で検討することとしており、2年続けて40人に満たないからといって自動的に統廃合するわけではない。また、活性化協議会でも地元中学校からの入学者の確保が課題であるとし、バスのダイヤ改正や地域商社と連携したPRポスターの作成などに取り組んでおり、今後も市と連携して近隣地区の中学生にしっかりと魅力を伝えていきたい。

(松本洋介委員)

私立高校はスクールバスを出すなど、積極的に生徒確保に取り組んでいる。生徒数の減少は西彼杵高校だけではなく、県下の県立高校の共通の課題である。ここで県が危機感を持って取り組み、西彼杵高校の生徒が増加すれば、他地区のモデルケースとなるのではないのか。

(教育長)

県立高校の生徒数の減少については重く受け止めている。現在は離島・半島地域の多くの高校で不充足が生じており、各市町も、高校がなくなると地域が衰退すると危機感を持っている。地域の子どもは地域で育てることが人口減少対策にもつながることから、現在、各市町の首長と意見交換しており、地域を教材として、その地域独自の学びを展開し、県立高校の魅力化を図れるよう検討している。

・陳情番号28 「国政・県政に対する要望」(長崎県町村会)

(通級指導教室の設置校増設に向けた人的配置及び財政措置について)

(宮本法広委員)

通級指導教室は、ニーズが高まってきていると思う。人材不足によりすべての要望に対応できていないとのことだが、あらかじめ教員採用試験の際に、通級指導教室の増加を見越して募集することはできないのか。

(義務教育課人事管理監)

通級指導教室を担う教諭はある程度の特別支援教育の知識を持った方であり、それだけ経験も必要であるため、それに特化した採用は難しいのが現状である。

(宮本法広委員)

今後、巡回型の指導教室を増やしていく予定はあるのか。

(義務教育課人事管理監)

通級指導教室にかかる教員の配置については、国の基準で原則13名に1名とある。13名に満たないから配置しないということではなく、小規模校や近隣の学校に通級指導教室がなく通うこともできないところもあるため、地域の事情を市町教育委員会と相談しながら通級指導教室の適切な配置について進めていく。

・陳情番号45 「要望書」(長崎市)

(スクールカウンセラーの配置拡充と総配置時数の確保について)

(宮本法広委員)

スクールカウンセラーの配置数について、各市町によってばらつきがあるのではないかとと思うが、どのようにして配置を決定しているのか。

(児童生徒支援課長)

例年10月から12月にかけて、各市町に対し配置希望調査を行い、不登校児童生徒数やいじめの認知件数、相談実績等を総合的に勘案し、最終的に市町と調整したうえで、年度末までに配置校を決定している。

【議案外】

□ 令和5年度政府施策に関する提案・要望について

(外間雅広委員)

水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化について、総務課長から要望相手、要望者等について説明があったところであるが、手ごたえ、反応、状況などをお尋ねしたい。

(学芸文化課長)

大臣政務官からは特化した発言はなかったが、最後の挨拶の中で「いただいた要望をしっかり受け止め、少しでも前に進められるよう頑張っていきたい」との発言があった。また、当日は中崎教育長同席のもと文化庁の担当課長とも面会し、「文化庁としても水中遺跡に取り組む必要があると思っている」、「松浦市鷹島は全国で断トツの先進地ではあるが、全国的な取り組みは進んでおらず、他地域における取り組みをどう盛り上げていくかが課題であり、世論喚起が必要。」といった発言があった。

松浦市では、10月1日・2日に木製碇を引き上げ、10月8日から一般公開する予定であることから、全国的に注目を集めると思う。更に、県と文化庁との共催で来年2月に開催予定の全国埋蔵文化財担当者講習会に際しても、松浦鷹島における現地視察等を行うなど、全国の皆さんに知っていただく機会を設けたいと思っている。今後も、松浦市と連携しながら「水中遺跡の保護」に取り組んでまいりたい。

(外間雅広委員)

この件は、県にとっても極めて重要な要望の一つ。今後も積極的に国に対して働きかけをしてほしい。

□ 島原市と市内県立5校の共創プロジェクトについて

(大場博文委員)

島原市と島原市にある県立学校5校による共創プロジェクトについての県の受け止めはどうか。

(高校教育課長)

島原市での共創プロジェクトについては、経緯としては4月に中崎教育長が就任をされ、県立学校としてさらなる魅力化を図っていくためには、地元の自治体ともっと連携をすべきだとの方針のもと、最初に島原市の古川市長のもとを訪問させていただいたところからスタートして、古川市長からは、島原市内に県立学校が5校あるが、このように近接したところに県立学校があるところは非常に珍しく、連携・協働すれば全国に例を見ないような県立学校の魅力化が図れるのではないだろうかというところでプロジェクトがスタートした。10月15日に高校生カフェの名称が「Mijo かふえ」ということに決まり、工業高校は看板を作り、特別支援学校は窯業の学びを取り入れているので、コーヒーカップや皿を作って提供し、それぞれの強みを活かす形で県立学校の魅力化や地域の活性化に取り組んでいく予定にしている。この島原地区における共創プロジェクトは先進的な取組であるので、各地域で強みを活かし、高校生が核となって地域の活性化に寄与できるような取組を全県下に広げていきたいと考えている。

(大場博文委員)

県としての支援はどのように考えているか。

(高校教育課長)

県立学校5校と市が中心となって進めているところだが、県教育委員会としては仲立ちをしながら、うまく全体が機能するようにコーディネーターのような役割を果たしてまいりたいと考えている。

□ 鷹島神崎遺跡について

(宮本法広委員)

10月1日・2日に松浦市鷹島で行われる木製碇の引き揚げについて、松浦市はクラウドファンディングで集約したお金を活用すると聞いている。その費用はどのくらいかかるのか、財源、またそのうち県の支援があるのかをお尋ねしたい。

(学芸文化課長)

引き揚げに掛かる総事業費は、16,516,000円となっている。そのうち1/2は国庫負担で8,258,000円、現時点での県費補助予定額は990,000円、残りの7,268,000円が市の負担となっており、市はクラウドファンディングで約

11,500,000円集めているという状況である。

(宮本法広委員)

周知は松浦市が行うと思うが、県でも何らかの形で行うのか。また、10月8日からの一般公開の期限はあるのか。

(学芸文化課長)

引き揚げの周知については松浦市が主体となって行っている。一般公開の終期については、今のところ聞いていない。

(宮本法広委員)

元寇時代の碇の引き揚げは全国的にも例が無いことから、周知にはもっと力を入れるべきだと思う。松浦市と協議して、地域の活性化や水中考古学という観点からも強化していただきたいと考えるがいかがか。

(学芸文化課長)

県としてはHPを活用するなど、松浦市と役割分担して行っていきたい。

(宮本法広委員)

関心度の高い事業だと思うので、市と協議しながら進めるよう、再度要望する。

□ 夜間中学について

(宮本法広委員)

先日開催された夜間中学のシンポジウムについての所感はどうか。

(高校教育課長)

夜間中学のシンポジウムについては、7月16日に佐世保会場で、7月17日に長崎会場で実施をし、オンラインを含め佐世保会場では52名、長崎会場では55名の参加者であった。内容としては、基調講演やパネルディスカッションを行い、各会場には外国籍の方に日本語指導をされている方、不登校支援をされているNPO法人の方々など様々な方にお越しいただき、夜間中学に関する幅広い質問や要望をいただき、設置の必要性について改めて実感したところである。

(宮本法広委員)

今後のスケジュールについてはどう考えているか。

(高校教育課長)

現在、佐世保市が夜間中学の設置の可否も含めて研究をされており、佐世保市では義務教育を修了されていない高齢の方々のみならず、不登校や病気などの理由で十分に教育を受けられないまま中学校を卒業された方に対する学び直しの機会としての不登校特例校の設置の可否も含めて検討をされている。このような幅の広い層を対象とした学びの支援システムというのは全国的に珍しく、佐世保市が考えておられるような切れ目のない、包括的な支援づくりを県としても支援をしてまいりたいと考えている。

□ 教員採用試験について

(宮本法広委員)

次年度採用の教員採用試験の人数と倍率についてはどうなっているか。また、近年の倍率の推移はどうか。

(高校教育課人事管理監)

次年度の採用予定人数は503名を予定しており、志願者数は1,062名で倍率としては2.1倍という結果であった。また、5年前の倍率は3.3倍、10年前は9.1倍

となっており、志願者数は一定程度確保されているが、退職者数が多くなればなるほど採用者数も多くなってくるため、倍率としては下がってくるという状況である。

(宮本法広委員)

倍率が下がってきている要因としてはどのように分析しているか。

(高校教育課人事管理監)

10年前までは採用予定数は150名前後で推移をしてきており、10年前から200名、その次の年が300名、その次の年から350名前後、400名ときており、来年度が503名の採用予定というように採用者数が増えてきている一方、志願者数は通

減しているという状況のため、競争倍率が少しずつ低くなってきたという状況である。

(宮本法広委員)

新規卒業者と臨時的任用職員で教員採用試験における要件が違っているという相談を受けた。新卒の方々に対する要件のほうが優遇されており、臨時的任用の先生方と差があると聞いた。この要件について、県教委として認識している課題と対応策があれば教えてほしい。

(義務教育課人事管理監)

大学の推薦制度と臨時的任用職員の採用の条件に差があるのではないかとのことだ
と思う。臨時的任用職員の採用については、地公法をもとに文科省から、採用選考にあ
たっては、「優先権を与えることがないように十分留意することなど、公平性、公正性、
透明性の確保」について、通知が発出されており、本県においては、各学校から提出の
ある調書等をもとに、3か年度以上の臨時的任用職員の経験があり、優秀と認められる
者には、一次試験の一部、教職・一般教養試験を免除している。大学推薦特別採用選考
については、大学での成績の提出を求めており、これで能力等が実証され、さらに学長
等の推薦であることから、一次試験の全てを免除している。そのあたりで一次試験の要
件に違いはあるが、今年度から新たな人事評価制度が学校で始まっており、この評価は
任用等の人事管理の基礎として活用することとなっているため、臨時的任用職員の方の
一次試験の全ての免除についても、この評価を活用できないか現在検討しているところ
である。

□ 体罰による懲戒処分について

(饗庭敦子委員)

昨日発表のあった体罰事案について、「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力
向上研修」を受講中であったにも関わらず、こういった結果になっている。そのような
教員に対し、今後どのような対策をとるのか。

(義務教育課人事管理監)

どうしてこの体罰に至ったのか個別に検証をしたうえで、より効果的な研修内容を考
えていく必要があると考えている。

(饗庭敦子委員)

体罰がなかなか防げないことについての教育長の見解は。

(教育長)

体罰という起こった事柄については、断じて許すことのできないものであると思っ
ている。なぜこういった体罰に至るような背景があったのか、また、若い職員に対してど
ういった指導をしてきたのか、あるいは、今後若い職員をどう育てていくのかといった

原因を究明することが、今後、全般的な再発防止策につながるのではないかと考えている。

□ 通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

(饗庭敦子委員)

具体的にどのような箇所の安全が確保されていなかったのか。また、これまでにどのような改善がなされてきたのか。

(児童生徒支援課長)

見通しの良い道路や、幹線道路の抜け道になっている道路、車の速度が上がりやすい箇所、過去に事故までは至らないがヒヤリハットの事例があった箇所などについて、道路管理者、警察及び学校で合同点検を行い対応が必要な箇所を洗い出している。この結果、学校及び教育委員会において対策が必要な522箇所あり、このうち510箇所について、通学路の変更、ボランティアによる見守り活動の強化、あるいは児童生徒に対する安全教育を実施するなど、対策済みとなっている。

(坂本浩委員)

対策済みの510箇所のうち466箇所における対策の種類が「安全教育」となっているが、具体的にどのような内容なのか。

(児童生徒支援課長)

多く取り組まれているのは、地元の警察署の警察官を招いての交通安全に係る講話や横断歩道の渡り方などの指導などである。

□ 障害者雇用について

(饗庭敦子委員)

県教育委員会の障害者雇用率について、ここ数年、法定雇用率を下回っているような気がするが、ここ数年における雇用率の推移と法定雇用率を下回っている要因についてお尋ねしたい。

(総務課長)

障害者雇用率について、毎年6月1日現在の数値を公表しているが、本年が2.10%、令和3年が2.12%、令和2年が2.07%と、2.1%前後で推移している状況で、これまで法定雇用率2.5%を達成したことはない。

法定雇用率を達成していない大きな要因としては、職員数の約9割を占めている教員の採用がなかなか進んでいないことがあげられる。県としては、採用試験の年齢制限を引き上げたり、受験時には障害特性に応じて配慮するといった受験しやすい環境づくりを行ってきたが、教員が免許職であり、国の調査によれば障害を有する学生で教員免許取得者が全国でも年間数十名程度しかいない状況の中で、長崎県を選んでいただける方

がまだ少ない状況にある。引き続き、できる限り多くの方に受験していただけるような取り組みを進めていく必要があると考えている。

(饗庭敦子委員)

もう1点、会計年度任用職員の雇用率についてお尋ねしたい。

(総務課長)

障害者雇用率についてはトータルで数値を算出しており、会計年度任用職員のみ雇用率については数値を算出していない。なお、会計年度任用職員については、各学校の業務補助職員のほか、本庁及び特別支援学校にワークサポートオフィス、ワークサポートグループといった知的障害者の方を対象としたオフィスを設置し、その中で障害のある方の雇用及び訓練を行っている。障害者の人数で申し上げると、現在雇用している実数が160名、そのうち47名が会計年度任用職員となっている。

□ 高校生の逮捕事案について

(松本洋介委員)

高校生が逮捕されるという案件が生じているが、どのような状況なのか。

(児童生徒支援課長)

報道でもあったとおり、県内男子高校生が盗撮等を行った疑いにより、県迷惑行為等防止条例違反で逮捕される事案が発生しており、大変重く受け止めている。

事件発生以降、被害生徒のプライバシー保護と心のケアを最優先に、学校が被害生徒及び保護者に寄り添った対応をとることができるよう支援してきたところであり、今後もスクールカウンセラーによるカウンセリング等を通して、被害生徒はもちろん、不安を抱える他の生徒に対しても落ち着いた学校生活を送れるよう、継続的にサポートしていく。

また、県校長会において「スマートフォンを利用した悪意ある行為や軽はずみな行動が重大な犯罪に繋がることを認識させるとともに、規範意識の向上を図る指導を徹底すること」「スマートフォンに係る写真や動画の取り扱いについて再度注意喚起を徹底し、情報モラル教育の一層の向上を図ること」等を説明するなど、再発防止に努めていく。

(松本洋介委員)

生徒がモラルの感覚をしっかりと身に着けることができるように取り組んでもらいたい。

□ 学校給食の公会計化について

(坂本浩委員)

県内において学校給食の公会計化が進まないことについてどのような課題認識か。

(体育保健課長)

新たなシステムを構築する必要があることが大きな課題となっていると感じている。

□ 学校給食の無償化について

(坂本浩委員)

県内で全額無償あるいは一部無償の市町は把握しているか。

(体育保健課長)

例えば、令和3年度の調査結果では、3人目以降を全額補助していたり、2人目から半額補助または1食あたりの一部を負担するというような市町が5市町ある。

(坂本浩委員)

割合的には2割ぐらいだが、進まないのは財政がネックになっているという理解でよいか。

(体育保健課長)

学校給食法の中で、設置者は調理業務にあたる人件費や設備などを負担し、食材に係る部分は保護者の負担と整理されており、最終的にそこを無償化するかどうかというのは各市町の判断によるところかと思う。

(坂本浩委員)

全国では、今年4月1日現在で、597市町、率にして34.3%が無償ないしは一部無償とあり、九州でも大分県に次いで下から2番目である。このような現状で、県教委としては、前述の学校給食法が原則であるということか、または、財政的に難しいということか。

(体育保健課長)

学校給食法で定めている内容が基本だと思う。また、仮に令和3年度時点で、全部を無償化とする場合には、約46億円の予算が必要となり、財政的なものを考えると、厳しいと考える。

□ 教員のなり手不足について

(久保田将誠委員)

小学校教員の倍率が低い理由として、よく長時間労働といわれるが、それ以外にも理由があると思う。県としてどう分析しているのか。

(義務教育課人事管理監)

小学校においては、今年度1.3倍と低い倍率になっている。理由として、教職のブラックというイメージが広がり、他業種に流れているというのは確かにあると思う。そ

れ以外に、大量退職に伴い大量に採用をしている中で、労働人口は減少しており、教職を選んでくれる方はいるが、それでも足りないというのが現状ではないかと思う。

(久保田将誠委員)

教員は大変だといわれるが、それ以上に魅力があると思う。教員の魅力の発信が足りないのではないかと思うが、今後どのような取組を行おうとしているのか。

(義務教育課人事管理監)

頑張る先生や、特色のある教育を行っている学校に光を当て、SNS等を活用しながら戦略的に魅力を発信していく。

(久保田将誠委員)

限られた予算の中で、どういった手法を考えているのか。YouTube などが。

(義務教育課長)

若い世代に働きかけていくには、やはり YouTube はじめ SNS は大変有効な方法だと思っている。その内容を検討しながら、積極的な魅力の発信を進めていきたい。

(久保田将誠委員)

YouTube などに、教員の方に出演してもらうことは考えているか。

(義務教育課長)

そのようなことや、また、子どもたちの声も拾いながら様々な工夫をしていきたい。

(久保田将誠委員)

ぜひ、教育委員会で知恵を出し合って、教職のいいイメージを売ってほしい。